

平成 24 年度

国交省の施策に関するアンケート調査結果

(社)富山県建設業協会 青年委員会

- | |
|--|
| <p>■調査対象：(社)富山県建設業協会会員のうち、過去2年度で北陸地方整備局
県内事務所発注工事の受注実績がある企業（69社）</p> <p>■調査時期：平成24年8月～9月</p> <p>■回答企業数：28社</p> |
|--|

1. 施工パッケージ型積算方式に関する意見

【肯定的意見】

- ・ユニットプライス型よりも施工単価（実施工）に近づくと思う。
- ・設計スピードが速くなると思う。
- ・ユニットプライス型積算方式の時に設計変更時の経費の考え方に不安があったが、施工パッケージ型積算方式になり積上積算と同様になった事は良い事だと思う。
- ・施工パッケージ型積算方式の試行導入については、間接費の計上方法が積上積算と同等と思われるため、試行することは賛成。
- ・試行については良いと思うが、以前のユニットプライスのような発注側のコスト縮減等を目的とした対応にならないようにしてほしい。

【否定的意見】

- ・なぜ施行パッケージ型積算が必要か、全くわかりません。
現行の積上積算の方が、微妙に施工条件が変化する現場の諸条件に対応した積算が可能だと思う。
施行パッケージ型積算は、施工条件が微妙に違う合意単価をむりやり同一化しようというもので、実態とかけ離れた単価となる場合が多いと感じます。積上積算は、パソコンの無い時代における計算の煩雑さが問題点でしたが、現在それは解決されています。
- ・施行パッケージ型積算は施工条件を考えなくなるため、甲乙両者の積算担当者の能力低下に直結すると感じる。膨大な量の合意単価を集約するよりも、現行の積上計算式を実態に合わせて改善する方が単価の透明性が増し、コストも安いと思う。
- ・施行パッケージ型で数工種をまとめた単価で受注しても、実際の発注時にはそれぞれの工種の数量を計算して専門業者に発注する必要があるため、少なくとも請負者（元請）にとって煩雑さが増すことはあっても、全く省力化にはなりません。そもそも「数工種まとめて一式」といった発注をせず、内訳を明確にするよう指導しているのは発注者ではないでしょうか。
- ・積算の効率化は進むとは思いますが、現場サイドでは受注後に設計図書（計算書）の確認、設計変更を行うための出来高数量算出等を従来通り行わなければなりません。もし、パッケージに即した新たな数量算出の整理まで要求されるようなことになれば、これまで以上に現場管理がきつくなることが予想されます。
- ・ユニットプライス型積算方式の導入により積算が複雑化したことによって、積算と現場の分業化が加速し、現場技術者の積算理解度が著しく低下しました。近頃、積算ができない若手技術者が増加し、原価管理能力が低下していると感じますが、その傾向に拍車がかかると思います。
- ・歩掛を廃止することは、基準がなくなり発注者としての責任を放棄している印象を受けます。入札単価、合意単価の集積で施工単価を決めていくそうですが、単価の下落が進み、利益の確保がますます困難となるように感じます。
- ・現行の積上げ積算方式でいいと思います。機械単価、労務単価、材料単価は地方により違いがあり、それを係数化したとしても、年度・地域により違ってきます。
- ・方法論を変えているだけで、システムに振り回されて関係者が大変な思いをしている割には成果が表れないと感じる。積上げ積算とさほど時間的制約が変わらないように思う。
- ・ユニットプライス型積算方式と同様に、設定条件が少しでも変わると新工種になり単価合意を新たにしなければいけないため、積上積算と変わらないと思う。
- ・入札時に工事内訳書を発注者に提出しますが、受注側は直接工事費の95%程度で入札単価を入れてきます。その単価をベースにされると、だんだん安価になっていく可能性があります（特に、特殊地域での単価がどうなるかが懸念されます）
- ・63施工パッケージにて試行導入ということですが、同じ工種でも工事によっては施工パッケージ単価でカバーできないものが有ると思われまます。
- ・ユニットプライスよりも作業土工について考慮された方式では有るが、実際の歩掛よりも低価格で積算される可能性が否めない。設計書で考慮されるか、いささか疑問が残ります。

- ・ユニットプライス方式同様、大工種に含まれる小工種が明確になりやすく、施工時（予算）の詳細が見えにくくなるのではと懸念しています。
- ・毎年実勢単価を基に見直しをかけると説明されていましたが、このようなことをすると毎年単価が下がる傾向になると思います。
- ・パッケージ公開単価による積算を行うのであれば、予定価格公表と同じだと感じます。
- ・ユニットプライスと同様に、導入のメリットが全く感じられません。
- ・ユニットプライス型積算の二の舞にならないのか。現行の積算方式でも良いと思う。
- ・生コンや軽油等、価格変動が著しい資材の単価データが速やかに反映されるのか疑問です。

【要望・提案】

- ・ユニットプライス方式に早々に見切りをつけられた英断には感謝したい。新方式が業界に優しいものであることを期待しています。
- ・ユニットプライス型でも言えたことですが、データベースには確実に安い単価が蓄積されていきます。そのデータを新工事に反映させていくことに納得できません。少なくとも、調査基準価格算定式の「直工×95%」の部分を 100%としてほしい。
- ・施行パッケージ型積算を導入すると、直接工事費の 95%程度で単価合意するので、データベースの単価がどんどん値下がりすると思われます。落札比率を考慮していただき、データベースの単価が値下がりしないように検討してほしい。
- ・まだ対応できていないが、ユニットプライス等、数年で変えないでほしい。

【その他、保留】

- ・東京単価を基本として単価補正されるが、北陸にしかない工種等はどう対応されるのか。
- ・土木工事においては、同じ条件の現場は全くないと言って過言ではない。本来は、各現場によって条件にあった積算が求められる。施工パッケージ型積算方式が、どの程度効果が見込めるかはよくわからない。
- ・施工前につき、要領が良く把握できていない。
- ・積算、採算性には優れているとは思いますが、現場の負担へどれだけ影響するのか、まだ判断しかねています。
- ・詳しくは分かりませんが、真の積算価格（工事価格）に近づくのであれば大歓迎です。2，3年に1件程度の受注なので、積算ソフトに追加費用がかかるようであれば困ります。
- ・ユニットプライスは運用から4～5年で終了し、施工パッケージ型積算方式に移行となるようですが、施工パッケージ型積算の運用期間は長期運用する見込みなのか知りたい。頻繁にシステムを変更されると対応が難しい現状です。

2. 総合評価方式の改善に関する意見

【肯定的意見】

- ・それぞれの企業が積上げてきた評価が、客観的に捉えられ良いと思う。
- ・配置技術者の能力（工事成績・同種性）が配点に追加されるとともに、配置技術者からの直接ヒアリングが行われることにより、評価されることは本来の姿であり良いと思う。
- ・改善案に賛成します。

【否定的意見】

- ・技術者とは会社があつてのもので、技術者の配点を上げるということは不当な引抜き等、会社にも不利益をもたらすことになりかねません。会社としての人材育成の努力は報われないため、技術者の配点を上げることは反対です。
- ・技術者の技量重視が大きくなり、若手の登用がますます難しくなると思う。
- ・技術者ヒアリングがどの程度施行されるのか不明ですが、技術者の力量の差が歴然と表れるようになって感じます。そのための対策を取らねばならず、技術者に過分の負担を強いることになります。
- ・地域要件を提示し、より狭い地域の中で落札者を選定するのであれば、災害等に備えることが出来ます。地域の建設会社が業の継続が可能となるならば、総合評価方式には大きな意義があります。
品質確保は大変重要な問題ですが、国土保全を担う地域の建設会社がいなくなるようであれば、もっと深刻な状況に陥ると感じます。
- ・この配点では表彰の有無、技術者の力量が大きなウェイトを占めるため、受注できる会社とできない会社との二極化が進み、請負者は淘汰されるのではないのでしょうか。
- ・施工能力評価型（Ⅰ型）における施工計画がどのようなものなのかわかりませんが、いわゆる着工前に提出するような施工計画と同様のものであれば、受注者の負担が増えるだけだと思います。
- ・施工能力評価型になると技術者個々の能力配点が大きいため、受注する企業が偏ってくる懸念があります。
- ・優良工事受賞等で毎年受注しやすい業者が決まり、受注が安定せず厳しいと思う。
- ・いずれにしても、中小企業にとって受注しにくいと思われます。

【要望・提案】

- ・若い技術者が主任技術者等に従事できるよう改善してほしい。今までの評価方式ではそれができません。
- ・参加者を事前に絞り込む（ふるいにかける）のであれば、過去の指名競争入札で事前を選定し、従来の総合評価としてはどうでしょうか。
加えて、従来の総合評価方式で入札前に「事前に技術提案等の評価点を公表」するしくみにすることが可能であれば、入札価格の下限が上昇するように思います。
- ・工事实績の評価について、過度の偏りがないような評価方法にしてほしい。
- ・施工能力評価型（仮称）と技術提案評価型（仮称）の二極化について、線引きを明確にしてほしい。（予定価格、難易度、その他条件）
- ・規模、地域性等に配慮した改善であってほしい。
- ・技術提案で交差点の安全施工にガードマンを増員すると書いたら、ガードマンの実費から120万円減額されました。その提案が加点されたかどうかは不明ですが、入札後は提案の合計点数の他に個々の点数も教えてほしい。
- ・評価者には発注者や学者以外に、応募ゼネコン以外のOB等、施工経験者を入れてはどうでしょうか。

- ・技術者のヒアリングに対しては、いかに客観性が担保されるか、恣意が排除されるかなど、実際の運用・実施方法の早い公表を希望します。
- ・施工計画の評価内容について企業から請求があった場合は、どのような点において評価したのか・されなかったのか、回答をいただきたい。

【その他、保留】

- ・試行では施工方法のみについて施工計画を作成するようですが、例えば共通仕様書を丸写ししたような施工計画では何点となるのか。不適切であるとは考えられますが、どう評価されるかが不明です。
- ・どのような施工計画を求めている、どのような内容であれば10点なのかが不透明です。品質向上に向けた改善も、現在のように基準が不透明では大変難しい。
- ・施工能力評価Ⅰ型において施工計画の点数評価における、
10点「現場条件特性などを十分踏まえた適切な施工計画である」
5点「現場条件などを踏まえた適切な施工計画である」
0点「適切な施工計画である」
失格「不適切な施工計画である」
という評価の評価基準が大変不透明だと思う。評価した経緯を公表していただきたい。

3. 第三者による品質証明に関する意見

【肯定的意見】

- ・ 第三者による品質証明は望ましいと思う。ただその場合、品質証明者の中立性を担保すべき。
- ・ 書類・立会いなどの簡素化に繋がるのであれば良いことだと思う。
- ・ 透明性が高まり、良いと思う。
- ・ 良い事だと思う。
- ・ 発注者の意向に受注者は対応していかないとだめだと思う。

【否定的意見】

- ・ 品質証明の権限が大きくなりすぎます。また、現場での確認が増えた場合に待ち時間が発生し、工程に遅れを生じます。これらの理由により実施していただきたくない。
- ・ 第三者の責任が大変重くなります。受注者とすれば、経費の負担が気になります。第三者を証明員とする必要性を余り感じません。
- ・ やりたいことは判るのですが、第三者として指定される機関によっては、監督業務も対応する側もより煩雑化するのではないかと思います。また、確認時期・日程などの調整も増え、一層現場管理が難しくなることが予想されるため、反対の立場を取らざるを得ません。
- ・ 第三者による品質証明は、中立を保つという観点からは良いと思うが、個人に依頼してもなかなか引き受け手がおらず組織に依頼することになると思う。
そうなれば、日程・時間の調整等で現場施工への影響が懸念されます。（現在は現場優先で、会社内で調整し対応している。）
- ・ 第三者による品質証明は、発注者支援業務からの分離にすぎないと感じます。
- ・ 発注者は面倒くさがらず、国民への責務として直接品質に関わらなければならないと思う。納税者は当然そのようになされるものと考えているはず。
- ・ 第三者に認定されるのが発注者支援業務を受注している企業・個人になるのならば、何も変わらないのではないのでしょうか。
- ・ 主任監督員、監督員、現場監督員等がその都度、協議や確認事項を実施していく中で、品質証明の必要性があるのかわかりません。
発注者は、第三者の導入により現場での立会がなくなり、請負者とは書類のみ取り交わすようになる懸念があります。
- ・ 発注者と意思疎通が上手くいかないのではと懸念します。
- ・ 社内品質証明員で十分と思われます。
第三者になれば、費用や書類の負担が増え時間も要するため、現場が大変となります。1級土木施工の資格、監理の資格、入札時の実績等の条件でがんじがらめの状態でもあるため、技術者と受注企業を信頼していただき、従来の方法でお願いしたい。
- ・ 今までの品質証明員制度で良いと思う。
- ・ 従来通りの受注者品質証明とした方が、受注者の管理責任に対する意欲が高まると思われる。
- ・ 天下り先が増えるだけで、受注者にとって生産性向上には繋がりません。外注による補助を増やせば良いと思います。一工事に関わる人間が増えることで、責任の所在が曖昧となります。
- ・ 現行においての更なる導入の必要性がわかりません。
- ・ 立会い業務は廃止とあるが、現場の状況を把握することなく円滑に打合せ・設計変更ができるのか疑問。現場のわからない監督員が更に増加すると思う。品質証明員制度の廃止は賛成。

【要望・提案】

- ・ 現行の品質証明員制度の廃止はそれで良いと思いますが、瑕疵が発生した場合の責任所在だけは明確にしてください。
- ・ 委託費用は証明単価を適正に決め、委託業者は発注者が指名し、費用は発注者が直接委託業者に支払っていただきたい。
- ・ 品質証明に関する費用の明確化が必要であり、落札価格に連動するのではなく、別途契約となるような方式にしてほしい。
- ・ 第三者に依頼することは良い方法ですが、業者のリストアップ及び契約単価の公開が必要ではないでしょうか。
- ・ 現在導入されている品質証明制度は施工業者の職員が行うため、形式的となっている状態です。今回導入される第三者による品質証明制度は、独立した機関で試行されとの事であり、立会臨場回数及び抜打ち臨場、試験体のサンプリング、分析まで出来る機関にする必要が有ると思います。
- ・ 現行の品質証明員制度では受注者ごとにその質の良否に差があるのと同様に、第三者証明員の経験や技量により格差が出るのが懸念されます。
仮に、その差を補うために品質証明チェックリスト等を標準化するのであれば、リストを公開すれば現行制度のままでも良いと考えます。
- ・ 委託される第三者の企業や担当者の技術的レベルの差によって、見解の違いが生じないようにしていただきたい。
- ・ 第三者による品質証明を導入するのであれば、受注者が第三者に依頼するのではなく、発注者が直接第三者と契約しこれにあたらせるべきだと考えます。付け加えて言えば、工事ごとに必ず配置される現場技術者を品質証明にあてるのが最も現状に即していると思います。何より担当技術者は仕様書・提出書類・現場を最も熟知しています。
- ・ 施工業者利害関係業者には委託しない体制が必要です。（違反業者罰則等の明記）。
また、第三者の品質証明機関の立入の強化、不良不適格業者に対する罰則も課す必要が有ると思います。
- ・ 品質証明員を、認定された品質証明員の中から選択できるようにしていただきたい。

4. 社会保険未加入問題対策に関する意見

【肯定的意見】

- ・保険・年金の問題は国家の根幹の問題であり、建設業界への改善施策がこの問題への一助となることを期待します。
- ・加入は当然であり、早急な義務化が必要です。
- ・建設業の今後の状況を考えれば、社会保険の加入推進は当然推進していくべきだと考えます。
- ・業界の社会的地位向上のためにも是非とも必要だと思います。
- ・作業環境が良い方向に向かっていくのではないのでしょうか。
- ・良い取り組みだと思う。
- ・公平で健全な競争環境の構築に賛成します。
- ・不適格業者の排除・建設業のイメージアップに繋がると思う。

【否定的意見】

- ・年間を通じて受注できていれば、経費の見直しも効果があります。しかし、2・3年に1件の受注があるかないかの状況で、下請け企業に通年での保険負担をお願いはできません。

【要望・提案】

- ・法人に対しては必要であると思います。ただし、個人会社（大工・石工等）については、緩和措置を講ずることができないのでしょうか。
- ・社会保険未加入問題については、元請け業者・下請け業者が一体となって全員加入の活動を展開していけば良いと思います。
- ・社会保険に未加入の企業を減点とすれば良いと思います。
- ・社会保険未加入業者の施工現場からの排除、未加入業者名の公表、下請け契約書に証明書の添付、証明書の原本確認をしてもいいのではないのでしょうか。

【その他、保留】

- ・企業として当然のことではあるが、下請け企業におけるひとり親方、家族経営企業の対応はどうなるのでしょうか。仕事量が減少し続けている現状において可能なのか疑問です。
- ・良い方向へ改善が見られますが、一般管理費に含まれる職員への保険加入に対する取り組みについて、まだ課題が残っていると思います。また、積算への繁栄は、まだ不十分に感じます。
- ・各個人事業主や中小企業への負担増大のほか、元請から下請への指導には限度があるように思えます。社会保険加入促進としての対策は、賛成ですが、確認や強制加入には疑問が残ります。
- ・今後、下請け協力会社に対応する努力をしていく予定です。

5. その他

- ・積算方法や総合評価方式にかかる入札の透明性と競争性の確保、品確法の遵守など、改善への多くの努力が感じられます。
ただその改善が、「木を見て森を見ず」と、ならないか危惧しています。
国土交通省が担う最大の使命は、国土保全と国民の安全安心な暮らしの確保にあると考えます。
透明性や競争性の確保は重要ですが、公共事業は受注生産と言う特殊なシステムです。まじめに経営をしている建設会社が業を継続していくためには、少なからず利益を確保しなければなりません。そのことについても国民に対して説明が必要だと思えます。
改善が、赤字受注に繋がらないようにお願いします。
- ・発注物件が少なく、競争率が高いため低価格での応札とならざるを得ません。この状況がいつまでも変わらないとすれば、建設業者は減少するばかりで除雪や災害時の対応も困難です。
発注者側は建設業の将来をどのように考えているのかを示していただきたい。
- ・公共事業の激減、総合評価方式による入札制度で受注者の固定化等で地元業者が会社の存続に苦しんでいます。地域に貢献、精通している業者を存続出来るように手立てを考えないと、いざ災害等が起きた時に、瞬時に対応出来なくなってしまいます。
- ・低入札対策において、調査基準価格の率を引き上げていただきたい。適正な価格での材料の購入、下請負額、会社の運営について適正価格での取引を行うべく見直しを行っていただきたい。
会社経営や労働者に対する賃金の低下、若年労働者の雇用が出来ず技術の継承も成り行かなくなってきた。
- ・見積もり参考資料に対する追加資料を認めてほしい。入札参加者の、例えば過半数が調査基準価格を大きく下回る場合など、発注者側の違算が疑われる場合の処置を検討してほしい。
- ・契約した後、現場不一致により変更詳細設計に時間を要するため、結果的に工事中止期間が非常に長くなる傾向にあります。発注前に少しでも諸問題を解決し、中止期間を短縮できるようにしていただきたい。
- ・地方公共団体に条件明示の徹底を指導いただきたい。
例えば、積算時の根拠の公開、仮設物の供用日数、保安要員の述べ人数（供用日数）との積算根拠（見積参考資料として）など。
- ・数年ごとに新しい施策を導入し変更することによって、業者の負担軽減になるのであれば賛成しますが、厳しい状況の中で、そうでないものには反対です。
- ・監督職員など外部と接触する部署に所属する職員の資質を向上し、工事に支障をきたさないよう配慮していただきたい。